

## 議案第 7 1 号

### 訴えの提起について

別紙、訴状記載の訴えを提起するにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

収入印紙

1,000 円

訴 状

平成30年 月 日

徳島簡易裁判所 御中

原告指定代理人 内藤 雅人

同 寺橋 和彦

同 藤本 裕之

同 谷本 岳彦

同 泉 由美子

同 森 博史

同 津川 慎一郎

同 中村 健人

(送達場所)

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号

原告 小松島市

同代表者市長 濱田 保徳

電話 0885-32-2123

FAX 0885-33-3253

〒631-

奈良県奈良市

被告 A

〒773-

徳島県小松島市

被告 B

〒773-

徳島県小松島市

被告 C

〒773-

徳島県小松島市

被告 D

貸金返還請求事件

訴訟物の価額 金81,679円

貼用印紙額 金1,000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告 A は、原告に対し、金 51,480 円及びうち別表「元金」欄記載の額に対し 8 分の 5 を乗じた額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで 100 円につき 1 日 3 銭の割合による金員を支払え。
- 2 被告 B は、原告に対し、金 10,296 円及びうち別表「元金」欄記載の額に対し 8 分 1 を乗じた額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで 100 円につき 1 日 3 銭の割合による金員を支払え。
- 3 被告 C は、原告に対し、金 10,296 円及びうち別表「元金」欄記載の額に対し 8 分 1 を乗じた額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで 100 円につき 1 日 3 銭の割合による金員を支払え。
- 4 被告 D は、原告に対し、金 10,296 円及びうち別表「元金」欄記載の額に対し 8 分 1 を乗じた額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで 100 円につき 1 日 3 銭の割合による金員を支払え。
- 5 訴訟費用は被告らの負担とする。  
との判決並びに仮執行宣言を求める。

## 第2 請求の原因

- 1 原告は、訴外 E（以下「主債務者」という。）に対し、次の約定で住宅改修資金を貸し付けた（以下「本件貸付」という。）。  
本件貸付（甲 1 号証）
  - (1) 貸付金額 1,600,000 円
  - (2) 貸付日 昭和 51 年 11 月 15 日（契約日 昭和 51 年 11 月 5 日）
  - (3) 利率 年 2 パーセント
  - (4) 償還方法 元利均等償還により、昭和 51 年 12 月 15 日を初回とし、以後平成 3 年 11 月 15 日まで毎月末金 10,296 円ずつ、180 回に分割して償還する。ただし、初回の償還金は 10,296 円とする。
  - (5) 違約金 償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ 100 円につき 1 日 3 銭の割合。
- 2 主債務者は、本件貸付について、平成 3 年 3 月 31 日支払い期限分までの金

1,770,912 円を支払い、残元金が 81,679 円、未払いの約定利息 689 円となった(甲 2 号証)。

- 3 主債務者は、平成 15 年 4 月 30 日に死亡し、妻である訴外 F (以下「妻」という。)が、平成 26 年 1 月 15 日に死亡したため、前項記載の債務について、法定相続により分割され、主債務者の長女である被告 A が 8 分の 5、妻の長女である被告 B が 8 分の 1、妻の二女である被告 C が 8 分の 1、妻の二男である被告 D が 8 分の 1 の割合でそれぞれ相続した (甲 3 号証)。
- 4 被告らは、上記第 3 項記載の残元金及び未払い利息の各相続債務について、現在に至るまで支払いをしていない。
- 5 よって、原告は、被告らに対し、本件貸付契約に基づき、請求の趣旨記載の支払いを求める。

少額訴訟による審理及び裁判を求める。

原告が徳島簡易裁判所において平成 30 年に少額訴訟による審理及び裁判を求めた回数は、これまでに 0 回である。

## 別表

	回	元金	違約金起算日
1	173	10,160	平成3年5月1日
2	174	10,177	平成3年6月1日
3	175	10,194	平成3年7月1日
4	176	10,211	平成3年8月1日
5	177	10,228	平成3年9月1日
6	178	10,245	平成3年10月1日
7	179	10,262	平成3年11月1日
8	180	10,202	平成3年11月16日
合計		81,679	

## 証拠方法

- 1 甲 1 号証 住宅新築資金等貸借契約書
- 2 甲 2 号証 計算書
- 3 甲 3-1 号証 相続関係図
- 4 甲 3-2 号証 除籍謄本（戸主 ）
- 5 甲 3-3 号証 戸籍謄本（戸主 ）
- 6 甲 3-4 号証 改製原戸籍謄本（筆頭者 ）
- 7 甲 3-5 号証 除籍全部事項証明書（筆頭者 ）
- 8 甲 3-6 号証 除籍謄本（戸主 ）
- 9 甲 3-7 号証 除籍謄本（戸主 ）
- 10 甲 3-8 号証 改製原戸籍謄本（戸主 ）
- 11 甲 3-9 号証 除籍謄本（筆頭者 ）
- 12 甲 3-10 号証 平成 29 年 3 月 27 日付け相続放棄等の申述受理について  
（被相続人 主債務者）
- 13 甲 3-11 号証 平成 29 年 3 月 27 日付け相続放棄等の申述受理について  
（被相続人 F）

## 付属書類

- 1 訴状副本 4 通
- 2 甲号証（写し） 各 5 通
- 3 証拠説明書 5 通（正本 1 通 副本 4 通）
- 4 代理人指定書 1 通